国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示の一部を改正する告示　令和元年十二月十六日　新旧対照表

※官報を元にICT活用部会事務局にて作成

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示 | 国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示 |
| 令和元年１２月１６日国土交通省告示第九百六号 | 平成１５年３月２０日国土交通省告示第二百四十号 |
| 第一条　国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号。以下「規則」という。）第三条及び第七条に規定する申請等を行う者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。 | 第一条　申請等を行う者が国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号。以下「規則」という。）第三条第一項に基づき同項第二号に掲げる事項を光学式読取装置を用いてファイルに記録するときは、行政機関等は、その情報に記録した日時及び記録した事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録させることができる。 |
| 一　行政機関等が交付するソフトウェア又は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能又はその他行政機関等が指定した様式に入力できる機能を有すること。  二　行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有すること。 | ２　規則第三条第一項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。  一　行政機関等が交付するソフトウェア又は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能又はその他行政機関等が指定した様式に入力できる機能を有すること。  二　行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有すること。 |
| （削る） | ３　電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、規則第三条第一項ただし書の規定に基づき書面等又は電磁的記録を提出するときは、当該申請等を行った後、速やかに、当該書面等又は電磁的記録に行政機関等が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、当該書面等又は電磁的記録を提出しなければならない。 |
| 第二条　申請等を行う者が規則第四条第二項に基づき当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され又は記載すべき事項を光学式読取装置を用いてファイルに記録するときは、行政機関等は、その情報に記録した日時及び記録した事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録させることができる。 | 第二条　規則第三条第二項に規定する書面等及び電磁的記録は、次の各号に掲げるものとする。  一　登記簿の謄本若しくは抄本、住民票の写し又は印鑑証明書  二　前号に掲げるもののほか、行政機関等が指定するもの |
| （削る） | ２　規則第三条第二項に規定する期間は、次の各号に掲げる申請等の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。  一　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する申請　申請が行政機関等に到達した日から当該申請に対する諾否の応答としての処分通知等を行うまでの期間  二　行政手続法第二条第七号に規定する届出　届出が行政機関等に到達した日から三月を経過するまでの期間  三　前二号に掲げるもののほか、法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知 当該通知 等が行政機関等に到達した日から三月を経過するまでの期間 |
| 第三条　規則第四条第三項第三号に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。  一　政府認証基盤（複数の認証局によって構成される認証基盤であって、国の行政機関の長その他 の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わ せるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証 局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものを いう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの（規則第三条第三項第一号に規定するものを除く。）であって、行政機関等が交付するソフトウェア又 は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて送信することができ、かつ、 行政機関等の使用に係る電子計算機において識別することができるもの  二　前号に掲げるもののほか、行政機関等が指定するもの | 第三条　規則第三条第三項第三号に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。  一　政府認証基盤（複数の認証局によって構成される認証基盤であって、国の行政機関の長その他 の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わ せるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証 局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものを いう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの（規則第三条第三項第一号に規定するものを除く。）であって、行政機関等が交付するソフトウェア又 は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて送信することができ、かつ、 行政機関等の使用に係る電子計算機において識別することができるもの  二　前号に掲げるもののほか、行政機関等が指定するもの |
| 第四条　規則第四条第六項第三号に規定する期間は、申請等を行った日から五年を経過する日までとする。 | 第四条　規則第三条第五項第三号に規定する期間は、申請等を行った日から五年を経過する日まで とする。 |
| （削る） | 第五条　規則第三条第六項に規定する書面等は、次の各号に掲げるものとする。  一　法令の規定に基づき行政機関等が証印し又は記載することとされている書面等  二　法令の規定に基づき行政機関等に返納することとされている書面等  ２　電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、規則第三条第六項の規定に基づき有体物（書面 等及び電磁的記録を除く。）又は前項に掲げる書面等を提出し又は提示するときは、当該申請等を行った後、速やかに、当該有体物に行政機関等が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対 して付与する識別番号を表示して、当該有体物又は書面等を提出し又は提示しなければならない。 |
| 第五条　規則第八条第一項に規定する電子証明書は、政府認証基盤における国土交通省の認証局が作成するものその他行政機関等が指定するものとする。 | 第六条　規則第四条第三項に規定する電子証明書は、政府認証基盤における国土交通省の認証局が作成するものその他行政機関等が指定するものとする。 |